

購買未収金取扱要領

(目的)

第1条 購買品の売掛並びに代金の決済について、その取り扱い方法を定め購買事業の円滑化と購買未収金適正管理の徹底を図ることを目的とする。

(購買品の掛売)

第2条 購買品の掛売は次の通りとする。

- (1) 組合員に対する購買品の掛売は、原則として農協取扱全品目について行う。
- (2) 特別決済サイトのある掛売は、別表(1)に定めるものとする。
- (3) 割賦販売による掛売は、別に定めるものとする。

(購買未収金の決済)

第3条 購買未収金の決済については、次の通りとする。

- (1) 特別決済サイトのあるもののほかは、供給月締後から3ヶ月のサイトとする。
- (2) 代金の回収に当っては、原則として遅延損害金、代金の順位で充当する。

(遅延損害金・経済受取利息)

第4条 遅延損害金・経済受取利息については、次の通りとする。

- (1) 供給月締後から3ヶ月経過し代金の決済が無い場合には、定められた利率で計算した損害金を徴する。
- (2) 遅延損害金は、別に定める利率とする。

(残高の限度)

第5条 購買未収金の限度額設定については、次の通りとする。

- (1) 購買未収金の取引は、別表(2)で定める限度額設定基準表により、算出された限度額の範囲内で行うことができる。ただし、資産査定による債務者区分に対する貸付等の運用基準により、限度額を減ずることができる。
- (2) 特別決済サイトのある掛売りで契約を実施し、限度を超える見込のあるものについては組合長に承認を得る。
- (3) 組合長が必要と認めた場合及び制度資金の借入れにより、入金が予定されている農機具、施設整備、乳牛、自動車等は除く。

(担保設定基準)

第6条 畜産農家は、前項で定めた限度額の範囲内であっても、6ヶ月以内での代金決済がなされていないものについては、根抵当権の設定をするものとする。

（取引の停止）

第7条 組合は、次の取引について停止することができる。

- (1) 当該取引において、残高が前項5で定めた限度額の超過を見込む時、又は超過したとき。
- (2) 限度の範囲以内であっても、現に固定化している残高を有しているとき。
- (3) その他組合長が必要と認めたとき。

（取引の再開）

第8条 組合は、前項における取引停止後、入金があり営農生活に必要と認めたときは、第5項で定める限度額の範囲内で取引を再開できる。

（決済資金の貸付）

第9条 組合は、限度額の超過及び固定化したものに対して決済資金を別に定める利率により貸付することができる。

附 則

この要領は、平成22年4月1日より施行する。

この要領の変更は、平成24年3月1日より実施する。

この要領の変更は、平成27年4月1日より実施する。

この要領の変更は、令和2年1月1日より実施する。

購買未収金の取扱要領の別表

別表(1)

特別サイト

- ① 肥料取扱要領による予約品目
- ② 農薬取扱要領による予約品目
- ③ 展示会用品
- ④ 法人・団体による購入品目
- ⑤ その他組合長が必要と認めた時

別表(2)

購買未収金残高限度額設定基準表

※組合員(個人)

限 度 額	①□組合員当たり	20万円
	②払込済出資金	× 100%
	③販売高(前年度)	× 50%
	④耕作面積10アール当り	3万円

限度額は、①+②+③+④とし、任意団体限度額を除く、ただし、最高限度1.500万円とする。

※組合員(法人・団体)

限 度 額	組合員の共同作目に係る設定基準。	
	①販売高(前年度)	× 50%
	②共同作目面積10アール当り	3万円
	③払込済出資金	100%

限度額は、①+②+③とする

法人は最高限度額1億円とする。

ただし、団体は最高限度5.000万円とする。

※組合員外

限 度 額	① 5万円（基本額）
	② 農協との取引実績がある 場合は、前年度実績を上限

ただし、限度額は、①②の合算金額を限度額とする。

また、酪農畜産クラスター事業にかかわるリース会社に対する限度額は、事業範囲内とし
最高限度額は、4億円とする。

別 表（3）

遅延損害金

項 目	利 率
遅延損害金	年6.8%